

「各地域準則の詳細比較」(修正版)

(第1回配布資料 資料5 4.)

(参考3)

		神奈川県	横浜市	川崎市	三重県	北九州市	広島県	山口県	東京都
1. 条例制定の背景		京浜工業地帯の産業の空洞化 工業等制限法の見直し	同左	同左	四日市臨海部工業地帯の再生	既存工場が多く、施設の老朽化が進行	既存工場における設備の更新及び緑地の導入を促進するため	国の見直しを受けて、県における基準の見直しの必要性の有無を検討	ものづくり振興施策の一環として、大規模工場の流失防止、建替え促進等の観点から
2. 条例名称 制定・施行時期		工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例 公布 平成12年10月17日 施行 平成13年4月1日	横浜市工場立地法地域準則条例 平成12年2月25日 平成12年4月1日	川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例 平成12年10月2日 平成12年11月1日	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例 平成14年12月26日 平成15年1月15日	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく地域準則を定める条例 平成11年6月14日 平成11年6月14日	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例 平成17年3月18日 平成17年4月1日	工場立地法の規定に基づく地域準則を定める条例 平成17年3月18日 平成17年4月1日	東京都工場立地法地域準則条例 平成17年3月31日 平成17年4月1日
全特定工場	条例施行前の調査時期	H13.3	H10.4	H10.10.31	H14.3.31	H11.6	H17.3.31	H17.2	H17.3.31
	条例施行前の緑地面積率	16.7	11.3	9.9	19.0	12.5	15.4	16.3	12.7
	現在の緑地面積率	16.6	11.7	10.4	<u>19.5</u>	12.8	16.1	16.2	12.8
(上記の内数) 既存工場	条例施行前の調査時期	H13.3	H10.4	H10.10.31	H14.3.31	H11.6	H17.3.31	H17.2	H17.3.31
	条例施行前の緑地面積率	14.7	10.6	9.4	<u>14.9</u>	11.4	11.3	13.5	11.5
	現在の緑地面積率	14.6	11.2	9.8	13.9	11.5	12.5	13.4	11.6